

**原子力施設のテロ対策を実効的なものとするために、
官民はどのように役割分担し、連携すべきか？**

稲村 智昌

2014年3月24日、オランダのハーグで行われた核セキュリティ・サミットにおいて、安倍首相は原子力施設のテロ対策に関する国際原子力機関（IAEA）の規制評価及び助言の受け入れを表明した。これにより施設のテロ対策が原子力の重要課題の一つであることが、日本でもあらためて認識されるに至ったが、そこでは官民役割分担の明確化と連携の成否が実効性確保の鍵を握ることとなる。

【テロ対策では官民役割分担の明確化が必要】

テロ対策は事業者単独では完結し得ない。例えば、テロ計画に関する情報の収集・分析は、主に公安当局の役割である。加えて、日本の現行法制下では、事業者側警備員が銃火器で武装できないため、敵対者の撃退を含めたテロ対策を事業者単独で行うことはできない。敵対者の実際の撃退は、銃火器での武装が許された警察や自衛隊等の役割である。テロ対策を実効的なものとするためには、警備面での事業者の役割を明確にした上で、治安当局、自衛隊等は事業者が担えない部分をどのように担うか、役割分担を明確にしておく必要がある。

【官民連携が不可欠】

役割分担が明確化されたとしても、各者の連携が確保されなければ、テロ対策全体の実効性は確保されない。原子力施設の内部脅威対策の一つであり、原子力規制委員会（以下、規制委）において現在その導入が検討されている従業員信頼性確認制度を例に、官民連携の必要性を考えてみる。

官民のどちらが信頼性確認の実施主体となるかについては、国情や法制度を背景に国によって異なっており、ドイツは国が、米国は民（事業者）が、それぞれ実施主体となる。しかし、事業者が実施主体となる米国においても、国の捜査機関が保有する犯罪歴情報の事業者による活用や事業者による素性調査を認める法令整備が行われる等、官による支援や制度環境整備がなされており、官民連携が図られている。

日本では「評価主体は第一義的には事業者にあり。国がこれを支援する」（規制委「核セキュリティに関する検討会」資料）という案で議論が進められているが、国の支援の内容が明確ではない。このため、海外で一般的に行われているような、事業者が雇用者あるいは採用応募者の犯罪歴等の調査を行おうとした場合、事業者が当該人物から提訴されるリスクに直面する。犯罪歴に関しては、「前科等のある者もこれをみだりに公開されないという法律上の保護に値する利益を有する」とした最高裁判例（前科照会事件）があるからであ

る。これでは、事業者が訴訟リスクを恐れ、実効性ある信頼性確認を行えない。

事業者に全てを委ねるのではなく、先述の米国の例のように、法令整備等を通じた官の関与の明確化と官民の適切な連携を行わなければ、信頼性確認を実効的なものとする事はできない。

【よりの層の官民対話の促進を】

テロ対策を実効的なものとするためには、その前提として、どのような脅威に対抗すべきかについての認識と、その脅威に対抗するために各主体が何をなすべきかについての認識を官民で共有することが不可欠である。そしてその共有された認識の下で、テロ対策について、治安当局、自衛隊、業界団体を含む各ステークホルダーがともに連携しながら検討していく必要がある。つまり、テロ対策という性質上限定的にならざるを得ないが、官民の対話が不可欠なのである。

その際、国がテロ対策に関する新たな措置の導入を事業者に求める場合、それがリスク低減に有効で他の代替手段よりも優れていることを、国は事業者に対して説得力ある形で証明する必要がある。事業者の理解と納得が得られなければ、対策に対する現場の理解が浸透せず、その形骸化につながるおそれがあるからである。対策が形骸化された状況下では、官がどのような支援をしようともテロ対策の実効性確保には結びつかない。

米国のテロ対策では、事業者の自主的ガイドラインを規制当局がレビューし、各事業者がそれに従って対策を講じている限り、当該対策は法令に合致しているとされる、規制運用がなされている。これも官民連携の一つの方法であるが、これを通じて、事業者の現場実務に即した対策の導入が進んでいる。

事業者と規制委との間の対話の欠落が指摘されて久しいが、テロ対策という国家安全保障の根幹に関わる課題の解決に向け、望ましい規制や運用のあり方に関する対話を官民はこれまで以上に進めていくべきである。

電力中央研究所 社会経済研究所 エネルギー技術評価領域 主任研究員

稲村 智昌／いなむら ともあき＝2010年入所、博士（エネルギー科学）。専門は核セキュリティ政策分析。